

改正著作権法第35条運用指針策定に関する論点整理への意見

令和2年2月20日

公益社団法人私立大学情報教育協会

1. 公衆送信の定義について

「校内放送のように学校の同一の敷地内（同一の構内）に設置されている放送設備やサーバー（構外からアクセスできるものを除きます）を用いて行われる校内での送信行為は公衆送信には該当しません。」との定義がなされている。この時、同一の構内の範囲として、現状ではキャンパスを複数所有している大学にあっては、特定利用者に限定したアクセス可能な専用線で接続されている端末間の通信（VPNを含む）である限り、公衆送信には該当しないことを明記すべきである。

2. 授業の定義について

該当していない例に、「自主的なボランティア活動（単位認定がされていないもの）」との定義がなされているが、教育機関の監督下において実施している自主的なボランティア活動は、単位認定の有無とは関係なく授業に該当する。

以上の論点整理への意見以外に、以下の点について至急に取り組まれることを要請する。

今般の35条の改正の前提として、著作権者に対する正当な対価の分配が実現することにより、新たな質の高い創作物が生み出され、もって文化・社会経済の発展を図ることが目的とされていたはずである。しかるに、現在の議論において、著作権者に対する対価の分配の制度的構造について、深い検討がなされていない点を強く憂慮する。この点についての実効性のある枠組みが決定されない限り、補償金の徴収が先行して実施されることは問題である。